

安城商工会議所では、会員事業所の海外取引の円滑を図るため、各種貿易関係証明（原産地証明・サイン証明・インボイス証明・外国産原産地証明）の発給を行っています。

1. 申請者登録について

原産地証明を申請するには、あらかじめ「貿易関係証明申請者登録」の手続きが必要となります。登録手続きは、商工会議所の会員・非会員を問わず、全ての申請者に必要です。

<必要書類>

法人の場合

- ・誓約書、申請者業態内容届、申請者署名届（当所指定用紙）
- ・履歴事項全部証明書、印鑑証明書（3ヶ月以内に発行された原本）

個人の場合

- ・誓約書、申請者業態内容届、申請者署名届（当所指定用紙）
- ・住民票、印鑑証明書（3ヶ月以内に発行された原本）

※登録の有効期限は、登録日より**2年間**となります。登録有効期間内に更新手続きが取られない場合、登録が自動抹消され、証明書の取得申請が不可能となりますのでご注意ください。

2. 各種証明書の発給申請について

<必要書類>

- ・原産地証明書発給申請書（当所指定様式）
- ・原産地証明書（※） 必要部数（原則1件につき5部以内）
- ・原産地証明書（※） 商工会議所控1部（ photocopy不可）
- ・商業インボイス（商工会議所に登録済みの署名者（サイナー）の肉筆サイン入り）

※原産地証明書は必ず偽造防止加工を施した所定の用紙をご購入のうえ作成してください。

3. 証明登録料・証明料について（全て税込）

	登録料 (2年間有効)	証明手数料 (1件)	追加料金 (1件の証明で5枚以上の場合)
安城商工会議所 会員	無 料	550円	6～10枚は2件分証明手数料
非会員	5,500円	1,100円	11～15枚は3件分証明手数料

◆原産地証明書用紙は、会員・非会員ともに100枚（1冊）550円、20枚110円（税込）となります。

原産地証明書の発給をご希望の方は、事前に当所担当者までお問い合わせください。

◆安城商工会議所 TEL : (0566) 76-5175

※原産地証明の詳細については[こちら（名古屋商工会議所HPです）](#)

※当所ではEPA（経済連携協定）に基づく特定原産地証明書の発給業務は行っておりません。

特定原産地証明書の発給につきましては[日本商工会議所のHP](#)をご確認ください。